

平成16年10月2日

第23回クレ・サラ・ヤミ金・商工ローン被害者交流集会

「怒れ！立ち上がれ！消費者」

一周年記念集会 in 熊本

現地報告

報告者 弁護士 青山定聖

1 熊本における日掛け被害対策

1) アンケート実施の経緯

平成13年1月1日から、それまで日賦貸金業者（別名「日掛け」）に認められていた上限金利109.5%が54.75%に引き下げられました。その前後からしばらくの間は、熊本では、日賦貸金業者による被害は沈静化したかに見えました。

しかし、最近また往年の日賦貸金業者による目にあまる違法な取立行為などの被害が復活したようです。

そこでまずこの被害実態を明らかにし、行政処分の申立につなげるべく、日賦貸金業者からの借入者に対して、アンケートを実施することにしました。

2) アンケートの各項目のねらい

ご承知のように、日賦貸金業者は、次の出資法附則9条の要件<日掛けの3要件>を遵守することが義務づけられています。

- ① 貸付の相手-主として物品販売業、物品製造業、サービス業営む者で、
常時使用する従業員が5人以下
- ② 返済期間-100日以上
- ③ 取立方法-返済期間の100分の50以上の日数にわたり、自ら集金すること

この特例が設けられている趣旨は、上記の業種は、零細ではあるが、自分の店や事務所などで日銭を稼ぐので、その稼いだ日銭で支払うことのできる少額を、ある程度の長期の分割で、原則として集金に来てもらって返済することにし、そのような零細な業種における資金需要に適切に応じることにしたものと考えられます。

日賦貸金業者は、この3要件を守ってはじめて、年54.75%の金利をとれる訳ですが、最近この要件はほとんど守られていないのではないかと思うようになってきました。

<日掛け業者業者に関するアンケート>1項

特に①の要件については、業者側で借入者に対し、勤務先の名前を借入申込書の業種欄に書かせるなどをして貸す際の体裁を整えるなどの操作をしていることを念頭に、質問を作成しました。

<日掛け業者業者に関するアンケート>2項

①返済期間の要件も、20日～1か月で切り替えられているのが現状で、高金利を生み出す元金がほとんど減らないという状態が多いのです。増額切り替えの場合が多いので、元金はかえって増加していきます。

これは、貸付や切替の毎に、保証料を5%以上負担することが条件になっていることと関係します。借入者側からみれば、この保証料を負担する以上、借入・切替の際、現実に使用可能な額（手元に残ったお金）は目減りします。この現実に使用可能な額を基準に、実質金利を考えると、20日毎に年18.25回切替の場合、増額切り替えしない元金が一定としても、約150%近い超高金利となります。だれがこのような超高金利に耐えられるでしょうか。

懸命に返済を続けても限界が来て、分割金を支払えなくなり、店からの誘いで切替をせざるをえないのです。日掛けと取引に入れば、借入者は否応なくこのような構造に取り込まれるということになり、返済期間-100日以上の要件が脱法されています。

この観点から、切替の期間を細かく区切って質問を作成しました。

<日掛け業者業者に関するアンケート>3項

③集金の要件も最近、あまり守られていません。返済の方法として、最初から振込や持参を指示する業者もいます。

<日掛け業者業者に関するアンケート>4, 5項

このほか、日賦貸金業者は、54.75%もの利息を取るためには、貸金業法43条の書面要件を遵守する必要があります。

<日掛け業者業者に関するアンケート-その2>

これは、取立行為に関して、貸金業規制法21条違反の実態を調べるための設問です。

以上のような問題意識を計数的に明らかにするため、添付のアンケート用紙により、調査（全数調査＝違反のものだけを調査するのではなく、アンケートを取ることが可能なものは全て）を、平成16年4月に開始しました。なお、日掛け被害者の追いつめられた心理状態を考慮して、設問の言葉はできるだけ平

易なものとし、回答しやすいように工夫しました。その結果、各方面のご協力を得て、553件のアンケートが集まりました。

3) 行政処分の申立

その途中の集計で、各業者によりバラツキはあるものの、各要件の不遵守の実態が明らかになってきました。そこで、当初の予定どおり、平成16年8月4日、熊本県と九州財務局に別表のとおり、総申立件数は、229件ののぼりました。

その後、行政の対応は、逐次ではありますが、業者への立ち入り調査を含む実態の解明が進んでいるようです。また、9月初旬には、みずから廃業届を出した業者も出てきました。

2 <日掛けアンケート>の結果・分析

1) 貸付の相手

最も不遵守の程度が高いのがこの項目です。約3分の2近くが貸し付けてはならない相手に貸し付けています。

これは、当初の貸付の当時だけに絞って質問していますので、切替を続けている取引の途中で、商売をやめることになった場合など、事後的な不遵守を考慮すれば、もっと数値は高くなります。

このことは、法がもともと予定した社会的実態—零細ではあるが、自分の店や事務所などで日銭を稼ぐので、その稼いだ日銭で支払うことのできる少額を、ある程度の長期の分割で、原則として集金に来てもらって、返済することが合理的である業種の存在—が、現代社会においては既に失われてしまっていることを意味します。

2) 切替の期間

ここでは、「20日くらいの度に」と「1ヶ月くらいの度に」とを合わせると、約半数（45.6%）にのぼります。約半数がこれほどの短期間で切り替えざるをえないということです。

これは、元々の金利が高金利（54.75%）であるほか、先に指摘しましたように、保証料の負担で、借入者が実質負担することになる金利は、年100%を超えることもあるからと考えざるを得ません。

このようにして、返済期間—100日以上—の要件が脱法されているのです。

3) 返済方法

ここでは、当初の会社の説明として、持参・振込を指示する場合は、約4分

の1の割合にのぼっています。これは会社自体が法律無視の姿勢をもっていることを意味します。さらに、実際の返済の場面では、持参・振込が3分の1近くに増えています。これは、会社の当初の説明とは異なり、会社が集金できる体勢にはないか、借入者が集金に来てもらってはかえって困るなどの事情がある場合と思われます。

銀行口座などが発達した現代社会では、集金という返済方法にそれほど意味があるとは思えず、対面による集金が借入者にとって合理的といえる場面は少なくなっているのではないのでしょうか。

さらにいえば、この集金を認めていることが、後述するように、違法で苛酷な取立行為の引き金となっています。

4) 書面の交付

これは何らかの契約書類や領収書をもっていたかどうかを問うているもので(アンケート用紙参照)、貸金業法上の適法な書面かどうかを一々吟味した訳ではありません。

主債務者に対する契約書面の交付では、さすがに「もっていた」とするのが、85%を超えています。保証人に対する関係では、45%程度にとどまっています。

一方、受取書面の関係では、約半数が「もっていなかった」と答えており、業者の不遵守の程度は著しいといえます。ここでも業者に言われるがまま、支払を続け、これが困難になると、切り替えざるを得なくなるという実態が明らかになっています。

5) 取立行為の違法

一件でも違反のあった件数は、過半数の292件(52.8%)です。これは、通常の貸金業者(いわゆるサラ金)の取立行為と比べても異常に高いと思われる。

先に指摘しましたが、昨今の日掛け業者は、保証会社と継続的に契約関係を結び、保証料の支払いを貸付・切り替えの条件としてしていますので、借入者側の実質的な金利負担は、年100%を超えることが多いのです。日掛け業者に駆け込まざるを得なかった人で、このような超高金利を支払っていける人が何人いるのでしょうか。

その中でも、最も多いのが、「大声をあげたり、乱暴な言葉を使って威迫した。」というものです(170件)。次いで、「午後9時から午前8時までの時間帯に、

電話で連絡もしくは電報を送達または訪問した。」(129件)、三番目に「法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立への協力を要求した。」(125件)です。

このように、日掛り業者の違法で苛酷な取立行為は、ほぼ常態化しているといえます。

3 まとめ

私たちは、日賦貸金業者の様々な側面での法令不遵守の実態を計数的に認識すべく、本アンケートを実施しましたが、その結果、上記のとおり、貸付・切り替えの場面から取立に至るまで、広範な違法の実態が明らかとなりました。

特に不遵守の程度が高いのが「貸付の相手」です。これは、日賦貸金業者につき、法が当初想定した社会の実態が、その後の社会の進展により、既に現代社会においては失われてしまっているということです。その結果、勢い返済能力のない借入者にも貸すことになり、保証料が貸付・切り替えの条件であることともあいまって、高金利の負担に耐えられない状態が続出する中で、集金を認められていることとの関連で、違法で苛酷な取立行為が、ほぼ常態化するにまで至ったといえることができます。

＜日掛け業者に関するアンケート＞

作成日 平成16年__月__日

貸した会社 _____

借りた人 _____

1 最初に借り入れた当時の職業は何でしたか。(_____)

借り入れの申込書には、職業を何と書きましたか。(_____)
実際の職業と書いた職業が違う場合、それはどうしてですか。

(_____)

2 切り替えはどのくらいの期間ごとに行っていましたか。(番号に○印をつける)

- ① 20日くらいの度に
- ② 1ヶ月くらいの度に
- ③ 1ヶ月半くらいの度に
- ④ 2ヶ月くらいの度に
- ⑤ 3ヶ月くらいの度に
- ⑥ それ以上
- ⑦ 切替はしていない。

頻繁に切り替えした場合、それはどうしてですか。

(_____)

3 返済方法について、貸した会社の説明はどういうものでしたか。(番号に○印をつける)

- ① 店の人が集金に来る。 ② 自分で店に持って行く。 ③ 振り込む
- ④ その他 (_____)

実際には、返済はどうやっていますか。

- ① 店の説明どおりにやっていた。
- ② 店の説明と違う場合の返済方法 (_____)

4 最初の貸付けや切り替えの時に、契約書はもらっていましたか。(番号に○印をつける)

- ① もらっていた。 ② もらっていなかった。

保証人は、最初の貸付けの時や切り替えの時に、契約書はもらっていましたか。

- ① もらっていた。 ② もらっていなかった。

5 返済のとき、領収書はもらっていましたか。(番号に○印をつける)

- ① もらっていた。 ② もらっていなかった。

もらっていなかった場合、それはどうしてですか。

(_____)

<日掛け業者に関するアンケートその2>

作成日 平成16年__月__日

貸した会社 _____

借りた人 _____

1 概要

日掛け業者は、返済金を取り立てる際、人を威迫し又は以下のような言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならないとされ、これに反すると罰則が課せられることになっています。

そこで、上記日掛け業者に、下記のような行為がなかったか思い出してください。(□に□を入れてください)

- 暴力的な態度をとって強迫した。
- 大声をあげたり、乱暴な言葉を使って威迫した。
- 多人数で押しかけた。
- 午後9時から午前8時までの時間帯に、電話で連絡もしくは電報を送達または訪問した。
- 反復又は継続して、電話で連絡もしくは電報を送達または訪問した。
- はり紙、落書き、その他債務者の借入に関する事実、その他プライバシーに関する事項等をあからさまにした。
- 勤務先を訪問して、債務者、保証人等を困惑させたり、不利益を被らせた。
- 他の金融業者からの借入れまたはクレジットカードの使用等により弁済をすることを強要した。
- 債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨を通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をした。
- 債務処理のために調停、破産その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をした。
- 法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立への協力を要求した。

2 上記行為の具体的内容

日掛けに対する一斉行政処分の申立（一覧表）

件数

番号	業者名	申告 件数	違反の項目						違反 総件数
			契約書 面不交 付	受取書 面不交 付	取立行 為の違 法	3要件違反			
						貸付相手	返済期間	取立方法	
1		37	6	13	24	27	15	28	113
2		25	2	7	20	15	7	13	64
3		9	2	4	6	6		8	26
4		5	1	1	4	4	1	2	13
5		9	2	3	4	6	6	9	30
6		4	1	1	2	3	1	3	11
7		9	1	1	3	7	1	4	17
8		4		1	1	4		3	9
9		3				2	1		3
10		7	3	3	4	6	7		23
11		2	1	1	2	1			5
12		3	1			3	1	2	7
13		9	1	2	3	4	2	7	19
14		7	1	1	1	7	1	5	16
15		10	2	4	5	7	3	10	31
16		2	2		1	2			5
17		2			2	2			4
18		14	4	4	4	9	4	7	32
19		4		1		3		3	7
20		1						1	1
21		8	5	5	3	6	4	8	31
22		8			2	3		5	10
23		11	2	5	4	10		6	27
24		1			1			1	2
25		1				1			1
26		1				1			1
27		3			1	3		1	5
28		2			1	2	1	2	6
29		1				1		1	2
30		1				1			1
31		1		1		1			2
32		1		1		1		1	3
33		2			1	1		1	3
34		4	1	2	1	4	1	4	13
35		1				1	1	1	3
36		1				1		1	2
合 計		213	38	61	100	155	57	137	548

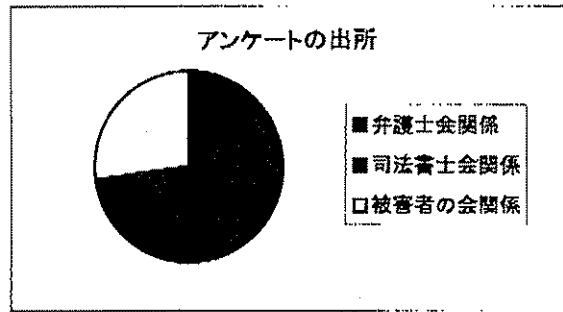
日掛けに対する一斉行政処分の申立（一覧表）

件数

番号	業者名	申告 件数	違 反 の 項 目					違 反 給 件 数	
			契約書面 不交付	受取書面 不交付	取立行為 の違法	3要件違反			
						貸付相手	返済期間		取立方法
1		9			2	8	1	3	14
2		5			2	4			6
3		2				1	1		2
合 計		16	0	0	4	13	2	3	22

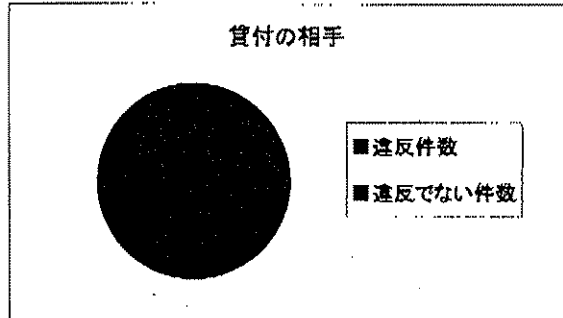
0 アンケート件数

内 訳	件数	割合
弁護士会関係	324	60.8%
司法書士会関係	78	14.6%
被害者の会関係	151	28.3%
合計	553	103.8%



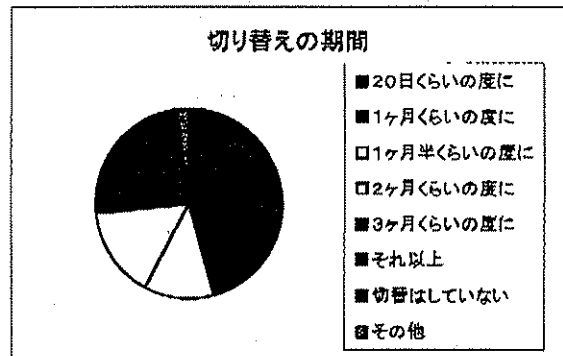
1 貸付の相手

内 訳	件数	割合
違反件数	342	61.8%
違反でない件数	211	38.2%
合計	553	100.0%



2 切り替えの期間

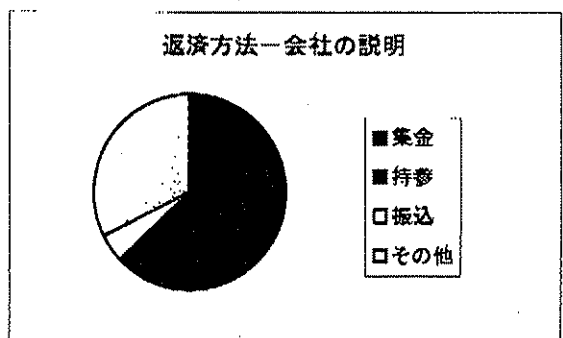
内 訳	件数	割合
20日くらいの度に	114	20.6%
1ヶ月くらいの度に	138	25.0%
1ヶ月半くらいの度に	67	12.1%
2ヶ月くらいの度に	87	15.7%
3ヶ月くらいの度に	78	14.1%
それ以上	22	4.0%
切替はしていない	36	6.5%
その他	11	2.0%
合計	553	100.0%



3 返済方法

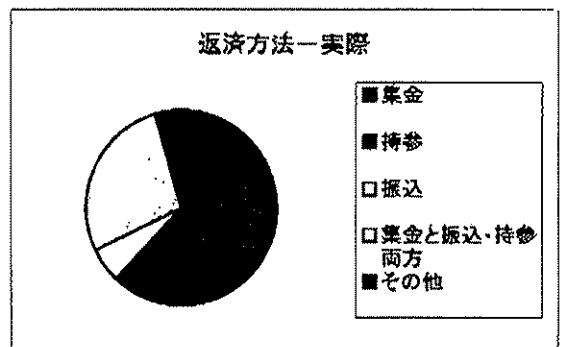
3-1 会社の説明

内 訳	件数	割合
集金	236	42.7%
持参	111	20.1%
振込	27	4.9%
その他	179	32.4%
合計	553	100.0%



3-2 実際

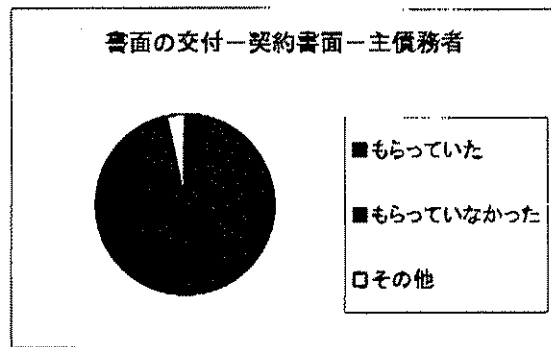
内 訳	件数	割合
集金	194	35.1%
持参	148	26.8%
振込	33	6.0%
集金と振込・持参両方	154	27.8%
その他	24	4.3%
合計	553	100.0%



4 書面の交付—契約書面

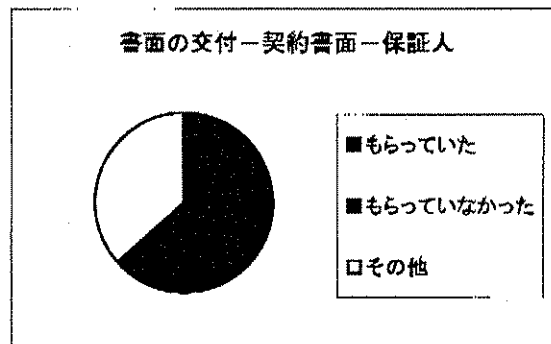
4-1 主債務者

内 訳	件数	割合
もらっていた	474	85.7%
もらっていなかった	61	11.0%
その他	18	3.3%
合計	553	100.0%



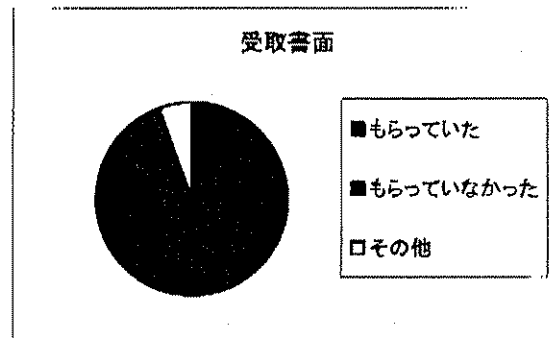
4-2 保証人

内 訳	件数	割合
もらっていた	251	45.4%
もらっていなかった	99	17.9%
その他	203	36.7%
合計	553	100.0%



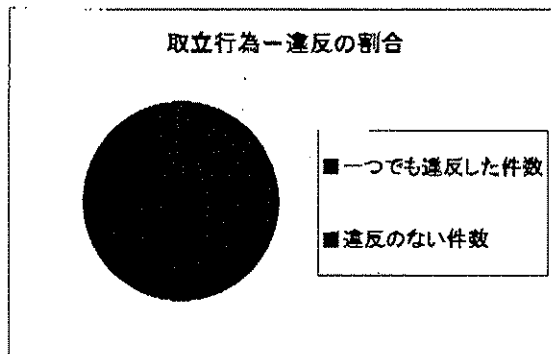
5 受取書面

内 訳	件数	割合
もらっていた	248	44.8%
もらっていなかった	274	49.5%
その他	31	5.6%
合計	553	100.0%



6 取立行為の違法（複数回答）

内 訳	件数	割合
一つでも違反した件数	292	52.8%
違反のない件数	261	47.2%
合計	553	100.0%



<違法行為の種類ごとの内訳>

類 型	件数	割合
暴力的な態度をとって強迫した。	90	16.3%
大声をあげたり、乱暴な言葉を使って威迫した	170	30.7%
多人数で押しかけた	43	7.8%
午後9時から午前8時までの時間帯に、電話で連絡もしくは電報を送達または訪問した	129	23.3%
反復又は継続して、電話で連絡もしくは電報を送達または訪問した	62	11.2%
はり紙、落書き、その他債務者の借入に関する事実、その他プライバシーに関する事項等をあからさまにした	9	1.6%
勤務先を訪問して、債務者、保証人等を困惑させたり、不利益を被らせた	70	12.7%
他の金融業者からの借入れまたはクレジットカードの使用等により弁済をすることを強要した	19	3.4%
債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨を通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をした	39	7.1%
債務処理のために調停、破産その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をした	36	6.5%
法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立への協力を要求した	125	22.6%
累計	792	

取立行為の違法
—違法行為の種類ごとの内訳—

